

平成 21 年 7 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表執行役社長 八城 政基  
(コード番号 : 8303 東証第一部)

## 弊行に対する行政処分について

弊行は本日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を受けました。

弊行は、平成 19 年 3 月期決算の収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことから、平成 19 年 6 月に金融庁より業務改善命令を受け、業務再構築に向けた諸施策の実施等に取り組んでまいりました。しかしながら平成 21 年 3 月期決算において、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスに対する投資有価証券の減損処理などから、単体実質業務損失が 653 億円、単体当期純損失が 1,570 億円となり、経営健全化計画を大幅に下回る結果となったことから、今般、業務改善命令が発せられることとなりました。

### 記

#### 1. 命令の内容

- (1) リスク管理の強化、経営管理(ガバナンス)の強化等により、持続的かつ安定的な収益基盤を確立するための実効性のある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 21 年 9 月 11 日(金)までに提出すること。  
(注 1) 上記の業務改善計画の策定に当たっては、早期健全化法第 5 条 1 項第 4 号に規定する信用供与の円滑化に改めて留意すること。  
(注 2) 上記の業務改善計画は、前回の業務改善命令(平成 19 年 6 月 28 日付)に基づき提出された業務改善計画を包含した計画とすること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 21 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

#### 2. 処分の理由

平成 21 年 3 月期に当期純損失を計上し、経営健全化計画に係る平成 21 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離した。特にその主因となった、国内外の子会社・関連会社株式の減損、及び国内外の様々な投融資に係る有価証券関連損失・与信関連費用の増加については、国内外の金融環境の変動等の影響も認められるものの、弊行におけるリスク管理、さらには、投融資や事業展開にかかる経営判断に改善すべき点があったものと認められる。このため、早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる。

弊行としまして、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であり、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、新たな業務改善計画を策定の上、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

以 上